○国税庁告示第八号

国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十四条の四第四項の規定に基づき、同条第一項に規定する納付受託者を指定する件（平成十九年国税庁告示第二十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月一日

国税庁長官　中原　広

「株式会社セイコーマート」を「株式会社セコマ」に改める。

○農林水産省告示第九百八号

野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第七条第一項の規定に基づき、平成十七年五月二十日農林水産省告示第九百四十四号（野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件）の一部を次のように改正し、同条第二項において準用する同法第四条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年四月一日

農林水産大臣　森山　裕

表七結城の項を削る。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第九百九号

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）の施行に伴い、平成十五年十月一日農林水産省告示第千五百三十八号（独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第二条の規定に基づき、農林水産大臣が定める基準を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月一日

農林水産大臣　森山　裕

第七号イ中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改める。

○農林水産省告示第九百十号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十四第二項及び第百五十条の六第二項の規定に基づき、平成二十八年産の秋植えばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、そば、たまねぎ及びホップ並びに平成二十九年産のさとうきびに係る同法第百二十条の十四第二項及び第百五十条の六第二項の農林水産大臣が定める地域及び単位当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十八年四月一日

農林水産大臣　森山　裕

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年四月一日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村四徳一二八四の四六、一二八四の五〇、一二八四の五一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年四月一日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村大草六三九六の一（次の図に示す部分に限る。）、六三九六の二、六三九六の三、六三九六の五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年四月一日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村四徳二九二の六九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年四月一日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村大草七六一三の二八、七六一三の八一三の九〇まで、七六一三の八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年四月一日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡阿智村伍和七五六五の一三六、七五六五の五四八から七五六五の五五〇まで、七五六五の五五二、七五六五の五五五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び阿智村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年四月一日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村大草二七六三の一三、二七六六の四、二七七六の一、二七七六の八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）